

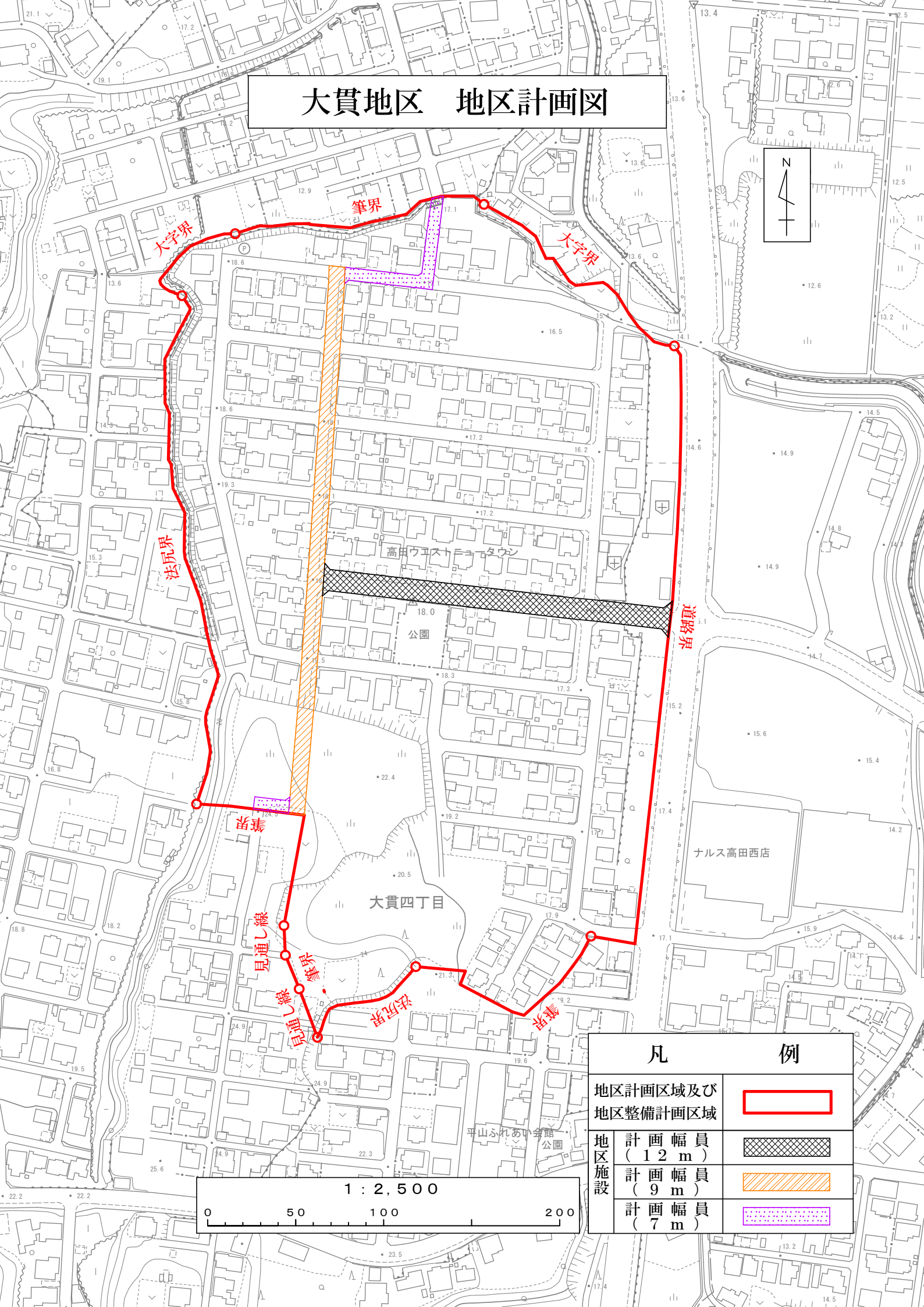
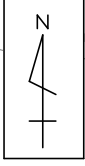
18. 大貫地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名 称		大貫地区 地区計画	
位 置		上越市大貫 4 丁目	
面 積		約 11.1 ha	
区域の整備、 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、高田市街地の西部に位置し、周囲には低層な住居及び森林が存する地区である。</p> <p>地区の東側は、市の南北幹線道路である都市計画道路五智中田原線及び上信越自動車道の開通により交通の利便性が向上し、住宅の需要が高まりつつある。</p> <p>このため、緑豊かな低層住宅地にふさわしい整備を計画的に誘導する。</p>	
	土地利用の方針	自然環境との調和を図りながら、良好な低層住宅地の形成を誘導する。	
	地区施設の整備の方針	生活環境及び機能を確保するため、道路を適正に配置する。	
	建築物等の整備の方針	克雪対策を含めた良好な低層住宅環境の形成を図るため、建築物等の最低敷地面積及び壁面の位置の制限を定める。	
地区整備計画	面 積	約 11.1 ha (第一種低層住居専用地域、第一種住居地域)	
	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	建築物（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。）の敷地面積の最低限度は、230 m ² とする。
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の外表面から北側敷地境界線までの距離は 1.5m 以上、その他にあつては 1.0m 以上とする。</p> <p>ただし、独立した建築物で物置又は車庫に類する用途に供し、軒の高さが 3m 以下のものにあつては 60 cm 以上とする。</p>
		その他	都市計画道路五智中田原線に面した敷地は、道路境界側の壁面後退の内、1m は並木状の植栽帯を設けるものとする。
地区施設の配置及び規模	道路（区画道路）：幅員 12m 延長 205m、幅員 9m 延長 310m、幅員 7m 延長 125m		

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

大貫地区 地区計画図



凡 例

地区計画区域及び 地区整備計画区域	
地区 施設	計画幅員 (12 m)
	計画幅員 (9 m)
	計画幅員 (7 m)

